

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

令和 8 年度の事業は、J A S 受検数量が大幅に減少することが見込まれるものの、組織の合理化及び業務の効率化等を図りつつ、前年度に引き続き、以下の業務を行う。

炭酸飲料及び果実飲料（以下「炭酸飲料等」という。）の製造業者の新規認証及び認証後の製造業者への認証事項確認調査並びに炭酸飲料等の日本農林規格に基づく格付に適合しているかを製造業者が判断するための依頼検査を行い、その品質の改善と安全を図り、さらに炭酸飲料等の公正な知識の啓発、普及と客観的な情報の提供を行うことによって、炭酸飲料等製造業の健全な発展に寄与し、もって公共の福祉に資することを目的として、定款第 4 条の規定に基づき、次の具体的業務を行う。

1. 日本農林規格等に関する法律に基づき、認証申請があった炭酸飲料等の製造業者の新規認証及び認証後の認証事項確認調査等を適正に実施するため、次の業務を行う。

- (1) 炭酸飲料等の製造業者の書類審査、製造業者への実地調査及び製品検査
- (2) 認証を受けた炭酸飲料等の製造業者（以下「認証製造業者」という。）に対する
認証事項確認調査のための書類確認、認証工場の実地調査及び製品検査
- (3) 判定審議委員会の開催
- (4) 炭酸飲料等の製造業者の判定及び認証事項確認調査後の認証製造業者の判定
- (5) 認証製造業者への認証書の交付
- (6) 認証製造業者の製品別規格証票の登録
- (7) 公平性委員会の開催
- (8) 内部監査の実施
- (9) マネジメントレビューの実施
- (10) 認証製造業者の認証に関する情報のホームページ等による公表

2. 認証製造業者との委託契約により、認証製造業者が炭酸飲料等の日本農林規格に基づく格付に適合しているかを判断するための検査を行う。

3. 関係機関等からの依頼による試験等の実施及びその証明を行う。

4. 認証製造業者の品質管理責任者及び担当者並びに格付担当者の資質の向上に資

するため等、日本農林規格等に関する法律に基づく炭酸飲料等の定義及び規格、品質管理の実施方法、格付の実施方法等を内容とした専門講習会等を開催する。

5. 清涼飲料等に関する公正な知識の啓発、普及と客観的な情報の提供を行う。

(1) 機関誌の作成

「清飲検協会報」を作成し、ホームページにおいて認証製造業者及び関係方面への情報の提供を行うとともにその内容の充実に努める。

(2) ホームページの掲載内容の充実に努め、認証製造業者及び関係方面への情報の提供を行う。

(3) 消費者への対応

日本農林規格等に関する法律に基づく炭酸飲料等の規格、食品表示法に基づく食品表示基準、食品衛生法に基づく食品の衛生管理等に関連する所管関係官庁と連携を密にし、炭酸飲料等の日本農林規格製品の食品表示基準等に関する苦情処理窓口として円滑かつ適切な対応を行う。

(4) 日本農林規格の普及推進

日本農林規格の普及推進を行うとともに、他団体が行うこれら事業等に協力する。

6. 炭酸飲料等の表示の指導及び期限表示への適切な指導等を行う。

炭酸飲料等の食品表示法、公正競争規約等に基づく表示制度について、炭酸飲料等の認証製造業者の本社、工場等に対し表示の内容、実体に即した表示例によって適切な指導を行う。

7. 現在 J A S 化が検討されている「アーモンドミルク」の登録認証機関になるための準備を進め、登録申請を行う。